

特別支援教育コーディネーター研修に関する検討 ーイングランドの SENCO 養成研修を通してー

Consideration about Program for Special Needs Education Coordinator:
Special Educational Needs Coordinator Training in England

鳥海 順子*
TORIUMI Junko

要約：平成 26 年 1 月、我が国においても国連の「障害者の権利に関する条約」が批准され、中央教育審議会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示された。今後、インクルーシブ教育を推進するにあたり、インクルーシブ教育を実践できる教員の養成が喫緊の課題である。特に、通常の学校では、現在よりさらに児童生徒の多様化が加速され、特別な教育的ニーズに応じた適切な教育の実現が課題となると思われる。そのため、通常の学校において、特別支援教育コーディネーターの役割がこれまで以上に重要になる。特別支援教育コーディネーターの役割は、校内委員会のための情報収集や準備、担任への支援、校内研修の企画・運営、関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口など多岐にわたる。したがって、特別支援教育コーディネーターは、障害の基礎知識や多様な児童生徒も含めた指導法、学級経営、関係機関との連携、教育相談への対応など多様な力量が求められる。イギリスでは、1980 年代からインクルーシブ教育を基本方針とした特別なニーズ教育を実施しており、我が国の特別支援教育コーディネーターに似た、SENCO (Special Educational Needs Coordinator) と呼ばれる教員が、通常の学校の中で特別な教育的ニーズに関わる業務を中心的に行っている。

本研究では、我が国の特別支援教育コーディネーター研修を検討するために、イギリスの SENCO 養成研修について調査した。イギリスでは、SENCO の資格取得が必要であり、養成研修の内容は、SENCO の役割、関連法規、アセスメント、ティーチングアシスタントとの協働の他、実習、研究課題も課されており、我が国の特別支援教育コーディネーター研修に示唆を得ることができた。

キーワード：イングランドの特別支援教育・SENCO 養成研修・インクルーシブ教育

I はじめに

1. イギリスの障害児教育

我が国の教育は現在、国際連合の「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者の権利条約」外務省（2007））や、平成 24 年 7 月 23 日に中央教育審議会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に示されているように、インクルーシブ教育の実現を段階的に進めているところである（中教審, 2012）。「障害者の権利条約」で示されているように、インクルーシブ教育は、障害のある者が障害のない者と同様に学ぶことができ

* 教育支援科学講座

るようにするため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において無償の初等教育が受けられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが求められており、通常の学校教育の変革が不可欠である。

世界的なインクルーシブ教育への動きに先行して、イギリスでは1981年教育法において、従来の障害カテゴリーではなく、特別な教育的ニーズ（以下、SEN：Special Educational Needs）という概念が導入されるなど大きな教育改革が開始された。この結果、イギリスにも特別支援学校（Special School）や特別支援学級（Special Class or Unit）に相当するものはあるものの、特別なものとして区別するのではなく、SENのある子どもへの支援という概念で捉えられている。当然のことながら、特別な支援を受ける対象児童生徒の範囲は広がる。例えば、イギリスで2010年に義務教育段階のSENのある子どもは、全体の23.1%（1,495,555名）であり、特別支援学校には1.2%（76,900名）、判定書（Statement、詳細は後述する）を有する子どもは3.1%（200,170名）であった。同年、我が国で何らかの特別な支援を受けている子どもは2.5%（特別支援学校0.6%、特別支援学級1.4%、通級指導教室0.6%であった（文部科学省、2011）。

以下、国立特殊教育総合研究所が行った訪問調査の報告書（2004）に基づいてイギリスにおける障害児教育の動向について概観する。イギリスの1988年教育改革法により、義務教育の公立学校（5歳から16歳）では、ナショナルカリキュラム（国で定めた教育課程）が導入され、SENのある子どもたちも基本的に同一カリキュラムに従うことになっている。ナショナルカリキュラムは5年サイクルで実施されており、3年間で現行のカリキュラムを評価し、2年間で改訂作業を行う。ナショナルカリキュラムをそのまま適応することが困難な場合もあるため、ガイドラインを設けている。例えば、イギリスのすべての教科の学習指導要領には、対応について以下のポイントが、インクルージョン声明「すべての生徒に効果的な学びの機会を」の章で示されている。

- ① 学校はすべての子どもに対して、幅広いバランスの良い教育課程を提供する。
- ② 学校は、子どもの多様な学習ニーズに応じる。
- ③ 個別又は集団における学習の際に生じる障壁（バリア）をなくす。

学校は、ナショナルカリキュラムをそのまま適応することが困難な場合でも、適応されない部分が最小限になるように教育課程を編成しなければならない。さらには、通常の教育課程に含まれない内容を指導する際には、その根拠について個別教育計画（Individual Education Plans）に明記することが求められている。

1995年障害者差別禁止法（Disabilities Discrimination Act 1995）、及び特別な教育的ニーズと障害法（SEND: Special Educational Needs and Disabilities Act 2001）によって学校における差別が禁止され、教育委員会には「学校の教育課程に参加できる範囲を広げること」「児童生徒が理解できる方法で情報提供をすること」等について行動戦略計画の作成が求められている。

2. イギリスの Special Educational Needs Coordinator (SENCO)

通常の学校内でSENに大きく関わっている教師が、SENコーディネーター（以下、SENCO）である。すべての公立小・中学校にはSENCOが配置されており、SENの業務全般に関わっている。SENCOは教員の免許制度の枠組みの中で、標準化されたカリキュラムによって養成されている。SENCOの役割は、Code of Practice（1994, 2001）に具体的に示されており、以下の通りである（横尾, 2007）。

- ① 特別な教育的ニーズのある子どもの両親や他の専門家と連携を図ること
- ② 他の実践家（同僚教師）に対してアドバイスや支援を行うこと
- ③ 適切なIEP（Individual Education Plans: 個別教育計画）が実施されることを確実にすること

- ④ 特別な教育的ニーズのある個々の子どもに関連する背景情報を集めたり、記録したり、その情報を更新したりすること
- ⑤ 子どもの得意・不得意についてのアセスメントを行うこと
- ⑥ 子どもの将来的な支援方法について同僚の教員と話し合うこと
- ⑦ 評価 他

イギリスにおける教育的支援の手立ては次のような段階を経る。担任などが子どもの SEN に気づいた場合には、SENCO と連絡をとり、保護者や可能であれば本人も交えて話し合いがもたれる。それで解決されない場合には、SENCO が個別教育計画 (IEP) を作成する (School Action)。IEP の見直しの時期に、問題が解決されていない場合には、学校行動プラス (School Action Plus) となり、学校外の専門家から助言を受けながら個別教育計画を作成する。これによっても解決されない場合には、法定評価 (Statutory Assessment)、判定書 (Statement) の段階になる。このように、学習における困難さが重い場合には、判定書 (教育的手だてを含む) が作成される。原則的に、通常の学校に在籍するが、判定書がある子どもは、保護者が希望した場合、または他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾すると判断される場合には特別支援学校 (Special School) を選択することができる。判定書とは、学習上の困難が大きく、法定評価によって認められると、連合王国政府によって発行される公文書のことである。なお、2014 年に SEND の改正が行われ、Children and Families Act 2014 が出された。これによって判定書ではなく、EHC プラン (Education Health and Care Plan) に変更され、教育だけでなく、医療や福祉分野も協働して、それぞれのサービスや手だてを計画できるようになった (横尾・藤井, 2015)。

以上、イギリスにおける特別なニーズ教育のキーパーソンは SENCO である。本研究では、イギリスの SENCO の養成内容等について調査し、我が国の特別支援教育コーディネーター研修の方法や内容の一助とすることを目的とする。なお、イギリスは、イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドの 4 地域で独自の行政や法律をもち、学校制度も異なる。そこで、今回はイングランドの SENCO について調査を行った。

II 目 的

我が国の特別支援教育コーディネーター研修の方法や内容を検討するために、イングランドにおける SENCO 養成研修の内容を明らかにする。

III 方 法

1. 研修の視察

(1) 視察先：Institute of Education, London University (ロンドン大学教育研究所)

SENJIT (Special Educational Needs Joint Initiative for Training)

(2) 視察日程：2015 年 2 月 9 日 (月)・2 月 10 日 (火)

(3) 視察内容

1) TA (Teaching Assistant) のための 1 日研修会 (10:45-12:15、13:15-15:30)

2) ミニ講義 (17:00-18:00)

3) SENCO 養成プログラム：セッション 3 (9:30-12:30)

4) SENCO 養成プログラム：セッション 4 (13:30-16:30)

2. 聴き取り調査

(1) 調査協力者

A 氏 (Director SENJIT) : Special School の教師や mainstream を行ってきた教職経験が抱負なディレクターで、研究所では、インクルーシブ教育や SENCO 研修等の program leader を務めている。

(2) 聴き取り内容等

SENCO の養成内容等について約 40 分間の半構造化面接による聞き取り調査を行った。事前に IC レコーダーによる録音の許可を得た。

IV 結果と考察

1. SENJIT 研修プログラム

(1) TA (Teaching Assistant) の 1 日研修会

イングランドでは通常学校で TA が TT (Team Teaching) のメンバーとして重要な役割を担っており、質的向上が求められているようである。午前中は講師により、個別学習をサポートする TA のための方略が講義され、午後は SENJIT 院生による TA を対象とした調査報告がなされた。研修では、イングランドでは幼稚園、小学校、中学校の人員のうち約 24% が TA でその割合が年々増加していること、増加の原因のひとつにはインクルージョンがあることが調査に基づいて説明された。また、学級における TA の 3 つの役割として、「生徒に発見させる役割」、「注意や動機づけなどを高める支援の役割」、「困ったときへのヒントを与えるなどの補正の役割」があることを説明したあと、3、4 人のグループで討議をしながら学習を進めていた。支援の仕方の講義では、ヴィゴツキー (Vygotsky) の「発達の最近接領域」理論についても学んでいた。午後は院生による TA に対する聞き取り調査のデータを示しながら、午前中の学習の振り返りを行った。

受講生は、小・中学校で TA をやっている教員が約 10 名参加していた。年齢は多様であった。我が国においても、特別支援教育支援員や学生ボランティアによって TT が行われているが、授業の主担当者と副担当者との打ち合わせが不十分な場合もあるなど、必ずしも適切に運用されているとは限らない。本来、多様な児童生徒が存在する学級で、効果的な授業を行うためには、副担当者の働き方、支援の仕方は高度な専門性を要する。今後、我が国でも TT に関係する研修が重要と考えられる。

(2) ミニ講義

オックスフォード大学の教授による 1 時間の発達科学セミナーでは、読字障害 (dyslexia) のハイリスク児を学童期まで追跡調査し、読字障害児の読みの発達状況についてパワーポイントを使って講義がなされていた。生育歴から早期のことばの遅れが見られ、3 歳から 8 歳までの縦断的研究からは就学前に言葉の指摘がなされ、その後読字障害が明らかになった。読字障害は多様なリスク要因の結果であり、言語障害を伴って入学した子どもは、読む問題をかかえるリスクが高いということがデータに基づいて説明された。会場には、学生ばかりでなく、学校現場の教員など約 40 名が参加していた。現場の教師が大学の専門的、先進的な知識を学習できる意義は大きい。本学においても夜間講義が現場の教師のために開放されているが、多くの教員は 18 時過ぎの授業に間に合うよう職場を退勤することがかなり困難な状況がある。多忙とされる我が国の教員ではあるが、終業後の時間を自主的な学習に当てられるような余裕がほしい。

2. SENCO 養成プログラム

イングランドの SENCO 養成は、地方行政当局が行う講習と課題論文の提出、実習を行うことで資格が得られる。SENCO の資格を取得するには、Bachelor of Education (BEd) を取得した後に、Post Graduate Certificate of Education の資格を取得する。なお、BEd の資格は、大学でフルタイムで

特別支援教育コーディネーター研修に関する検討

あれば3年から4年、パートタイムの場合には4年から6年で取得できる。研修の内容は、The TTA (Teacher Training Agency for School) の National Standards for Special Needs Coordinators (SENCOs) に規定されている。今回視察した SENJIT で行われていた研修では Module 1 と Module 2 の2回、それぞれ6日間の講習となっていた。講義とグループミーティング（研究協議）、小レポート（Essey）、研究課題についての論文、実習が課せられていた。

SENJIT の研修ハンドブックに掲載されている養成プログラムを表1に示す。筆者はセッション3と4に参加した。セッション3と4の受講生は、同一メンバーであった。

表1 モジュール1 プログラム内容 (UCL, 2015)

月日	講義題目	チューター	時間
1/20	導入	GB	5:30-8:30
1回目 2/3 (火) Nunn Hall	セッション1： 広い SEND 内容の設定：SEN/ 障害とインクルージョンの 概念	CAS	9:30-12:30
	セッション2： SENCO の役割：協働的に働くこと	CAS	13:30-16:30
2回目 2/10 (火) 728 室	セッション3： SENCO の役割：法的責任	RM	9:30-12:30
	セッション4： 課題研究の準備：検査実施および実践研究 批判的文献研究	LS/TR	13:30-16:30
3回目 2/24 (火) 728 室	セッション5： どのように SEND は生徒の参加や学習に影響を与えるか	AR/LS	9:30-12:30
	セッション6： SEND のある生徒の学習に対する同一化とアセスメントの 支援に関する SENCO の役割 (Part 1)	AR/LS	13:30-16:30
4回目 3/10 (火) 728 室	セッション7： SEND のある生徒の学習に対する同一化とアセスメントの 支援に関する SENCO の役割 (Part 2)	RM	9:30-12:30
	セッション8： SEND のある生徒に対する改善結果のためのカリキュラム アクセスと方略 (Part 1)	EK	13:30-16:30
5回目 3/17 (火) 728 室	セッション9： 課題研究を書くこと	CAS	9:30-12:30
	セッション10： 指導/勉強/図書館時間	CAS/LS/ AR/TR	13:30-16:30
6回目 4/21 (火) 728 室	セッション11： パーソンセンタード計画：生徒の見通しと参加	AR	9:30-12:30
	セッション12： A: SEND のある生徒に対する改善結果のためのカリキュ ラムアクセスと方略 (Part 2) B: レビュー省察とモジュール評価	RM	13:30-16:30

(1) セッション3 (“The SENCO’s role: Statutory responsibilities” SENCO の役割：法的責任)

イギリスにおける SENCO に関係する法律について学び、講師の問いに対しグループ（3、4人）で解答を考えながら研修を進めていた。2014年から導入された EHC プランについて立案の必要性があるかどうかの判断についてグループで議論した。その際、学校財政についての問題があげられていた。支援の希望に応じるには予算上厳しい現実があるようだ。

(2) セッション4 (“Assignment preparation : Auditing practice and practitioner research

Critical approaches to reading” : 研究課題の準備 : 検査実施および実践研究、批判的文献研究)

コーディネーター研修には研究課題が課されているので、その準備としてのセッションであった。データの取り方や文献の読み方などについての講義形式の研修であった。

(3) セッション3と4の研修について

小・中学校の SENCO で、30代～50代の教員が38名受講していた。SENCO に指名されると、3年以内に資格を取らなければならない。養成研修は有料であるが、経費は学校が負担するとのことであった。

通常学校の教員を対象とした研修であるが、大学院相当の内容に近い印象を受けた。イギリスの SENCO は、特別支援学校教員資格よりグレードが一段階低いそうであるが、研修の内容から求められる専門性はかなり高いと思われた。

イングランドにおいても日本と同様、SENCO は校長によって任命されており、SENCO にふさわしい資質の教員であることが推察されるが、これだけの内容をこなすことは大変であると思われる。SEN に確実に対応していくために SENCO の果たす役割は大きく、前述したように SENCO の業務内容は Code of Practice に細かく示されている。SENCO が十分その機能を発揮するために、また、指名された教員が不安にならないように、このような高度な内容の養成研修は欠かせないと思う。一方で、自分の所属校において SENCO の業務をこなしながら、養成研修を受ける負担が懸念された。

3. 聴き取り調査

(1) 「教員を目指す教員養成大学の学生がインクルーシブ教育に関する科目を履修することがあるか否か」については、本格的に学ぶのは大学院であるが、教員養成では2セッションをすべての学生が学ぶとのことであった。我が国においてもインクルーシブ教育を推進するためには、教員養成大学でのインクルーシブ教育に関する科目の必修化が望まれる(鳥海・廣瀬・小畑・古屋・渡邊, 2015)。

(2) 「特別支援学校の教員養成の学生にインクルーシブ教育についての履修科目があるか否か」については、選択科目として設定されているとのことであった。我が国における特別支援学校のセンター的機能の充実、今後一層求められると考えられ、特別支援学校の教員にとってもインクルーシブ教育についての科目は必要と思われる。

(3) 「イギリスの特別支援学校の教員免許は視覚障害、聴覚障害、重複障害とのことであるが、重複障害の内容は、例えば、知的障害と肢体不自由の重複なのか否か」については、Complex Needs のコースには複数の障害が入り、知的障害と肢体不自由も含まれるとのことであった。我が国においても、特別支援学校に変更されてから、複数の障害に対応しているが、養成段階では障害種別の内容が主となる傾向がある。重複障害についても詳細に履修できることが望ましい。なお、イギリスの特別支援学校の免許取得は小学校か中学校の免許を基礎免許とした上で修士課程を修めることが必要要件となっている。特別支援学校に採用されて4年程度の免許取得猶予期間があり、その場合、勤務しながら大学に通って免許を取得する。我が国の特別支援学校教諭免許についても、基礎免許として小学校教員免許等が必要であるが、現行の制度下では学部4年間で取得できる。特別支援学校教員に求められる専門性、センター的機能の充実を考えると、修士課程で取得することも今後検討されるべきであろう。

(4) 「特別支援学校の教員が通常の学校に出向いて支援をすることがあるのか否か」については、支援することもあるが、ごくわずかであり、通常のシステムではないとのことであった。例えば、通常の学校での支援のタイプには、リソースベース型と巡回指導型がある。リソースベース型は

日本の通級指導教室に近い。巡回型は、地方当局（Local Authority）が運営する障害支援センターから巡回指導教員が通常の学校に派遣される。すべてとは限らないが、障害種に応じた障害支援センターがあり、支援チームで対応しているようである。巡回指導教員は障害に対して“qualified teacher”で専門性が高いばかりでなく、教科の専門性も有している。さらに、乳幼児教育や学齢期教育、重複教育や単一障害など専門性が分化されているとのことであった。従って、我が国のように特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域支援をすることは少ないのであろう。我が国では、特別支援学校のセンター的機能へのニーズが一層高まって、外部への支援が多くなり、特別支援教育コーディネーターの自校に対するアイデンティティの危機も懸念される（鳥海他, 2015）。インクルーシブ教育を推進する中で、通常の学校への専門的な支援を充実させるためには、地域の特別支援教育を支える専門のセンターが存在することが理想であろう。

- (5) 「SENCO のための講習や実習の内容」については、法律やアセスメント、指導法、IEP、研究課題、学校現場での実習も含まれているとのことであった。詳細は、表 1 に示されたように、かなり本格的な内容になっている。
- (6) 「インクルーシブクラスの教師にとって最も大切な力量は何か」については、① SEN を受け入れる態度、② 子どもに応じた指導をする柔軟性、③ 発達を促進するための指導法の 3 つがあるとの回答が得られ、教師の意識や優れた指導力が重要であることが示された。インクルーシブ教育についての本なども、SENJIT 内の本屋に多く置かれており、インクルーシブ教育が学校教育に定着していることが窺えた。
- (7) 「コーディネーターにとって最も大切な力量」について聞いたところ、良いコミュニケーション、相手の話をよく聞き、マネジメントする力であるとの回答が得られた。これらの点は我が国においても同様な指摘があり、共通していた（鳥海・廣瀬・小畑・古屋・吉井・渡邊, 2015）。
- (8) 「コーディネーターは重要な役割をもっていると思うが、負担が大きく辞めていく教員もいると聞いている。この問題の解決にはどうすればよいと思うか」という問いについては、コーディネーターの教職経験の長さも多様であり、大きな学校では専任にすることも可能だが、実際には難しく、多忙である。Head Teacher などによる支援の時間が必要と思う。Senior Position につくと、給与も上がることもあり、そのような対応も必要ではないかとのことであった。我が国においても、特別支援教育コーディネーターの専任化を望む声は大きいですが、現在のところ、実現は困難であり、同一学校内に複数置くなどして負担軽減を図っている。
- (9) 「コーディネーター研修の課題」については、多様な学校があり、多様な子どもの実態がある。様々な実態に合わせた研修内容を設けること、実践について省察する時間が必要であるとのことであった。SENCO の専門性の向上は重要である。研修を視察した印象では、SENCO として現在実践している教員が研修に参加しているため、より具体的、実務的な内容が要望されていると思われた。必ずどのセッションでも、講義後にグループディスカッションがあり、熱心に討議されていたが、半日ずつのセッションのため細切れになってしまい、議論を深めることが困難であった。さらなる省察の時間が必要であるかもしれない。
- (10) 「インクルーシブ教育の教員養成の課題」については、現行の教員養成では不十分だと思っているが、教員養成のカリキュラムが過密であり、増やすことは困難であるとの回答があった。我が国において今後、インクルーシブ教育がどの程度進展しうるのかは不確定である。しかし、真にインクルーシブ教育を推進するためには、インクルーシブ教育を前提として、教員養成のカリキュラム全体を見直す視点も必要であろう。

4. 我が国における特別支援教育コーディネーターの研修内容

国立特別支援教育総合研究所(2013)は、特別支援教育コーディネーターに求められる専門性等について言及されている通知、報告、資料等から、「○これまで果たしてきたもの、◎今後重要とされるもの」を抽出し、以下のように整理している。なお、ここでは小・中学校等の特別支援教育コーディネーターのみ取り上げる。

(1) 役割

〈在籍する障害のある子どもへの指導・相談の役割〉

- 障害のある子どもの保護者からの相談への対応
- 障害のある子どもに関する校内の教職員からの相談への対応
- 校内外の関係者との連絡・調整
- 地域の関係機関との連絡・調整
- 障害のある子どもへの教育的支援の充実（個別の教育支援計画、個別の指導計画）

〈学びの場をつなぐための役割〉

- ◎インクルーシブ教育システム構築のための概念の理解の推進
 - ◎特別支援学校との交流及び共同学習（副籍、支援籍の取組を含む）に関わる連絡・調整
 - ◎特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習に関わる連絡・調整
- 〈障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことへの対応についての役割〉
- ◎通常の学級における障害のある子どもへの配慮・指導の理解啓発の推進
 - ◎通常の学級における障害特性への対応と教育のユニバーサルデザイン
 - ◎障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことへの理解啓発の推進
- 共生社会に向かう社会の中の学校の在り方
- ◎障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ学級での学級経営の推進
- 協同的な学級集団形成、協同学習の取組、班活動の工夫
- ◎ティームティーチング（TT）、コー・ティーチング（CT: Co-Teaching）などの指導形態の工夫の推進
- ◎障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ学級での授業計画、授業設計の推進

〈学校全体の教員の資質・能力の向上に関する指導的な役割〉

- ◎インクルーシブ教育システム構築のための校内研修会の企画・開催
- ◎インクルーシブ教育システム構築のための授業研究会等の企画・開催

(2) 資質・能力

〈障害に関する事項〉

- 障害についての知識
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の知識と作成の技能
- 障害のある子どもへのアセスメントに関する知識・技能

〈教育相談に関する事項〉

- カウンセリングマインド
- カウンセリング技能
- コンサルテーション技能

〈情報の活用に関する事項〉

- 情報収集と活用に関する技能
- 情報の管理に関する知識・技能

〈連携や連絡調整に関する事項〉

○人間関係調整力

○ファシリテーションに関する知識・技能

○コーディネーションに関する知識・技能

〈共生社会とインクルーシブ教育システム構築に関する事項〉

◎インクルーシブ教育システムに関する知識

◎共生社会とインクルーシブ教育システム構築に関する知識・技能

〈学校教育制度と多様な学びの場、その連続性に関する事項〉

◎多様な学び場（特別支援学校、特別支援学級、通常の学級等）の教育、その連続性に関する知識

◎多様な学び場における学習指導要領、教育課程の編成、指導内容・方法等の教育に関する知識

◎交流及び共同学習に関する知識

〈授業づくりや学級経営に関する事項〉

◎通常の学級における障害のある子どもへの配慮と指導に関する知識

障害特性に応じた環境整備や配慮と指導

◎障害のある子どもの在籍する学級における学級経営に関する知識

障害理解の指導・学級づくり（集団形成）・授業形態に関する知識

〈学校全体の教員の資質・能力の向上に関する指導的な役割を果たすための事項〉

◎インクルーシブ教育システム構築に向けた校内研修会の企画・開催するための知識・技能

◎インクルーシブ教育システム構築に向けた授業研究等の企画・開催するための知識・技能

以上、特別支援教育コーディネーターに今後重要とされる役割や能力を育成するための研修には、インクルーシブ教育に関連した内容を多く含むことが推察される。イングランドの SENCO 養成研修の内容から、今後の特別支援教育コーディネーター研修を検討する上で、有効な示唆を得ることができた。

（本研究は平成 25-28 年度科学研究補助金基盤研究（C）課題番号 25381302 によって行われた研究の一部であり、鳥海・廣瀬・小畑・古屋・吉井・渡邊（2015）を加筆・修正したものである。）

【引用文献】

- 1) 中央教育審議会（2012）共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2012/07/24/1323733_8.pdf, 2015. 10. 13. 取得).
- 2) 外務省（2007）障害者の権利に関する条約和文テキスト（仮訳文）(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_32b.html), 2015. 10. 13 取得).
- 3) 国立特殊教育総合研究所（2004）主要国における特殊教育に対応した教育課程の調査研究. pp17-34.
- 4) 国立特殊教育総合研究所（2013）インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（平成 23 年度～24 年度報告書）. pp. 66-68.
- 5) 文部科学省（2011）平成 22 年度学校基本調査. (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011528>, 2015. 10. 13 取得)
- 6) 鳥海順子・廣瀬信雄・小畑文也・古屋義博・渡邊雅俊（2015）インクルーシブ教育を見据えた

教員養成に関する研究. 日本教育大学協会研究年報, 第 33 集, pp. 231-232.

- 7) 鳥海順子・廣瀬信雄・小畑文也・古屋義博・吉井勘人・渡邊雅俊 (2015) インクルーシブ教育を見据えた教員養成に関する研究 平成 26 年度報告書, 山梨大学障害児教育研究会, pp. 40-43.
- 8) UCL, Institute of Education, Department of Psychology and Human Development (2015) MODULE 1HANDBOOK Cohort Ka.
- 9) 横尾俊 (2007) イングランドの Special Educational Needs Coordinator (SENCO) の養成とその業務上の問題. 文部科学省研究拠点形成費等補助金による海外先進研究報告 世界の特別支援教育 (21), pp. 13-18.
- 10) 横尾俊・藤井茂樹 (2015) イギリスの障害のある子供の教育における支援内容に関する保護者との調停のプロセスについて. 日本特殊教育学会第回大会論文集, P3-5.